

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(付議の要旨)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する。

1 主旨

災害弔慰金の支給等に関する条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付について規定している。

災害援護資金は、大きな災害が発生するたびに多くの被災者が利用してきているが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、被災者生活再建支援法がなかったことや義援金が一世代あたりでは少額であったこともあり、阪神・淡路大震災の被災者の中には、貸付を受けたものの生活再建が思うようにいかず、期限内の償還が困難な方も多数おり、少額償還により返済し続けている現状がある。

また、自治体においても返済のための様々な努力を続けるとともに、関係法令に基づく無資力免除なども行ってきたが、いまだ未償還金額については、国や都道府県による原資貸付金の扱いをどうするか課題となっていた。

このような、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等について必要な措置を講じるため、第198回国会において、衆議院災害対策特別委員会提案により、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正された。

区では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正されたことを踏まえ、償還免除や償還支払猶予に関する規定等を改正する必要があるため、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を令和元年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

改正法	改正法の概要	条例改正の考え方
法第13条 (償還金の支払猶予・新設)	償還金を支払うことが困難な場合は支払猶予が可能であることを明確化。 虚偽の報告をした場合等は支払猶予の対象外となる。	条例第19条(償還金の支払猶予) 新たに借受人が条例第20条(報告等)により報告を求められた際に、正当な理由が無く報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は支払猶予の対象外となることを規定する。
法第14条 (償還免除・改定)	破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除	条例第16条(償還免除) 新たに破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けた場合も対象となることを規定する。 ただし、借受人が条例第20条(報告等)により報告を求められた際に、正当な理由が無く報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は償還免除の対象外となることを規定する。

<p>法第 16 条 (報告等・新設)</p>	<p>免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する。</p>	<p>条例第 20 条 (報告等) 償還金の支払猶予等の可能性を判断するために、収入又は資産の状況について、借受人や保証人、官公署に対し、資料の提出等を求めることができることを規定する。</p>
<p>法第 18 条 (市町村における合議制の機関・新設)</p>	<p>市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項(自然災害による死亡であるか否かの判断等)を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める。</p>	<p>条例第 21 条 (世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置) 支給審査委員会を新たに設置することを規定する。 なお、委員会は、弁護士、医師等で構成する。</p>

※詳細については、別紙 1「条例新旧対照表 (案)」及び別紙 2「施行規則新旧対照表 (案)」のとおり

### 3 施行予定日

公布の日から施行する。

※適用日については、令和元年 8 月 1 日付とする。

なお、台風第 19 号の被害に伴い、災害関連死の事案が発生したことから、本条例施行後、本審査委員会にて調査審議する。

### 4 今後のスケジュール (予定)

令和元年 11 月 災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会報告  
第 4 回区議会定例会に改正条例案提案